

「資格確認証」発行フロー

Aタイプ

対象者：後期高齢者医療
(令和7年7月31日までの
期限、一斉更新対象者)

A1：マイナンバーカード有

マイナ保険証：登録済み

申請により『資格確認証』が発行される
※1度申請すれば翌年度以降も継続して発行
※『資格情報通知書』が自動的に送付される
これのみでは受診できない

マイナ保険証：未登録

『資格確認証』が自動的に発行

A2：マイナンバーカード無

『資格確認証』が自動的に発行

Bタイプ:

対象者：国民健康保険
(令和7年7月31日までの
期限、一斉更新対象者)

B1：マイナンバーカード有

マイナ保険証：登録済み

申請により『資格確認証』が発行される
※毎年の申請が必要
※『資格情報通知書』が自動的に送付される。
これのみでは受診できない

マイナ保険証：未登録

『資格確認証』が自動的に発行

B2：マイナンバーカード無

『資格確認証』が自動的に発行

Cタイプ:

対象者：一斉更新前に新たに
国民健康保険や後期高齢者医
療を受け取る方、または住所
変更等により保険証の内容が
変更された方

『資格確認証』が自動的に発行。